



2020年9月3日

各 位

会 社 名 **株式会社ADワークスグループ**
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：2982 東証第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-5251-7641

株式会社エー・ディー・ワークスが提起していた消費税の更正処分等の 取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社エー・ディー・ワークス（以下、「ADW」といいます。）は、過日公表したとおり、2018年12月14日付で国税当局に対する消費税の更正処分等の取消しを求め訴訟を提起しておりましたが、本日、東京地方裁判所より、ADWの主張を全面的に認める旨の判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 更正処分等の内容及び判決に至る経緯

(1) 更正処分等の内容

投資用マンション等の居住用収益不動産の仕入れ時点で発生した、建物部分に課される仮払消費税の仕入税額控除の取扱いに関する当社と国税当局の見解の相違に起因するものであり、2015年3月期から2017年3月期までの消費税の追加納付を求めるとともに過少申告加算税を賦課する旨のもの。

(詳細は、2018年7月31日付「過年度消費税相当額等の引当てに伴う特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。)

(2) 経緯

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 2018年7月31日 | 国税当局より、過年度の消費税の追加納付等を求める更正処分等の通知書を受領 |
| 2018年9月13日 | 国税不服審判所に対して、更正処分等の取消しを求める審査請求 |
| 2018年12月14日 | 更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起 |
| 2020年9月3日 | 東京地方裁判所による判決の言渡し |

2. 判決の内容

国税当局がADWに対して行った更正処分等の全部を取り消すもの。

3. 今後の見通し

今回の判決はADWの主張の正当性が全面的に認められたものであり、妥当な判断であると考
えております。

今後、判決が確定し、当社の連結業績に与える影響等について、公表の必要が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上